

SNS を活用した県内技術系企業の魅力発信業務委託公募仕様書

1 委託業務名

SNS を活用した県内技術系企業の魅力発信業務

2 事業目的

本県の成長産業や基幹産業である半導体、デジタル、自動車、ものづくり分野（以下「テクノロジー分野」という。）への若者の進出を促進するため、進路選択期の中高生や大学生、その親世代にテクノロジー分野の魅力や県内技術系企業の優れた技術、将来性を知ってもらい、エンジニアを目指す若者や、将来、テクノロジー分野の県内企業の就職を希望する若者を一人でも多く生み出すことを目的とする。

3 委託業務内容

YouTube、SNS（Instagram、Xなど）での配信に加え、学校のキャリア教育等で活用するための動画の制作及びプロモーションに係る全ての業務。

（1）PR動画の制作

ア 動画の視聴者（主なターゲット）

中学生・高校生・大学生等の若い世代、その保護者

イ 動画内容

- ・ 対象となる分野は製造業を中心に、「半導体」、「デジタル（IT）」、「自動車」、「ものづくり」（※）の4分野であること。なお、対象となる企業は福岡県において選定する。
 - ※ ものづくり：設計、機械装置、電子部品、化学材料、金属加工等を想定
- ・ テクノロジー分野の県内企業の独自の技術や想像力、課題に立ち向かう企業の挑戦する姿などを多角的に取り上げることにより、テクノロジー分野の魅力を伝え、進路選択期の学生のキャリアデザインの参考となる内容であること。
- ・ テクノロジー分野への興味関心を刺激し、視聴者がテクノロジー分野に進むことを奨励する内容であること。
- ・ 視覚的に理解しやすい要素を取り入れる工夫をすること。

ウ 動画仕様

- ・ 動画の長さは15秒、5分の2種類の動画を制作すること。
- ・ 2種類の動画は半導体、デジタル、自動車、ものづくりの4分野について、それぞれ2社の動画を制作すること。（計16本（2種類×4分野×2社））
- ・ 動画ファイルの形式、画面縦横比等の企画は発信媒体に合わせたものを用意すること。

※ 5分：県ポータルサイト、YouTube、各種イベント、授業での活用を想定

※ 15秒：5分動画のダイジェスト版として制作。YouTube、SNS等の広告としての活用を想定

エ サムネイル画像の作成

動画を配信する際などに使用するサムネイル画像を作成すること。

(2) PR動画の県 YouTube チャンネルでの配信

福岡県の YouTube チャンネル上に制作した動画をアップロードすること。なお、動画の配信時期については協議の上決定する。

(3) プロモーション

ア 広報媒体

- ・ YouTube や SNS (Instagram、X など) によるプロモーションを実施すること。

※ 5分動画8本分の総再生回数の目標値について提案すること。

イ 実施時期

- ・ 動画の配信開始に合わせプロモーションを開始し、1か月以上の期間実施すること。

(4) 制作した動画の再生数増加に向けた取組み

- ・ (3) プロモーションのほかに、動画の再生回数増加に繋がる取組を実施すること。(例：学生向け PR チラシの制作、SNS 以外のプロモーション等)
- ・ 受託者決定後に、企画提案の内容に基づき必要と思われる業務を協議して決定するものとする。

(5) 事後評価の提供および分析

- ・ 動画の再生回数実績から分析される効果・要因・改善案等の情報提供を行うこと。

4 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 進捗報告及び成果物の提出

受託者は四半期に一度業務の進捗状況について県へ報告すること。その際、成果物についても併せて提出すること。

6 実績報告

委託業務完了の日から起算した10日を経過した日または令和8年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式または任意)を提出して検査を受けること。

事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ・ 委託業務の実施内容
- ・ 委託業務の成果物（目録化すること）
※ PR動画については、撮影に協力した企業等の素材映像も併せて納入すること。
- ・ 委託業務収支決算（計算）書
- ・ 委託業務に係る支出の費目別内訳
- ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7 業務実施にあたっての留意事項

- ・ 業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出する。
- ・ 業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- ・ 本業務の遂行において必要な取材等に際して、受託者は事前に該当企業や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ企業関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。
- ・ 本業務により得られた成果物及びその著作権は肖像権の許諾の範囲内において全て県にあるものとする。（成果物については、契約終了後も使用することを想定）
- ・ 本業務に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・ 本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のために有効な手法がある場合は積極的に提案すること。
- ・ その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。